

鋸南町地域おこし協力隊員（事業提案型）募集要項

1 町の概要

鋸南町は、東京都心から車で約80分という好立地にありながらも、昭和34年の合併以降一貫して人口減少が続いており、令和2年国勢調査では、人口減少率が12.8%、高齢化率が48.1%と、過疎高齢化の先進地となっています。

町の面積は45.17平方キロメートルで、風光明媚な海岸線や海岸から山間部にかけては豊かな山系を有し、北部の鋸山は、日本遺産候補地域に認定されました。

また、廃校となった小学校をリノベーションした「都市交流施設・道の駅保田小学校」は、廃校活用の先進事例として広く取上げられ年間約90万人が来訪し、売上も10億円となっています。また、有害鳥獣対策では、逆転の発想で都市住民との協働を目指す「狩猟エコツアー」を展開するなど関係人口の拡大に取り組んでいます。

2 募集趣旨

本町では、これまでに15名の地域おこし協力隊を採用し、現在5名の隊員が活動しています。その活動内容は、地域の特徴にあわせ、有害鳥獣対策、農業振興、移住定住促進などの多様な活動に取り組み、退任後も9割程度の方が町内に定着しています。

今回は、鋸南町で仕事がしたい、地域の方と一緒にまちづくりに取り組みたい、将来町内で起業したいという意欲がある隊員を募集します。

3 募集人数

2名

4 活動内容

地域活性化に資する次に掲げる活動例を基本とし、応募者の提案内容に応じて決定します。

(1) 観光分野

- ・観光情報の発信
- ・新たな観光イベントの企画・実施
(農業や歴史・文化を活用した体験型ツアーの造成など)

(2) 特産品分野

- ・新たな特産品の開発や製造・販売
- ・地域住民との協働による味噌づくりの知識と技術の習得及び実践

(3) フィルムコミッション推進

- ・ロケ誘致やプロモーション活動
- ・元名採石場跡地などでのロケ受入れ対応

(4) 産業分野

- ・新たな産業の創出や地域産業の活性化につながる活動
- ・町有地・町有施設の有効活用による地域の活性化

5 募集条件

- (1) 生活の拠点が3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の対象地域を除く）にあり、隊員として委嘱後、本町に住民票を異動することがで

きる方

- (2) 心身ともに健康で、誠実に職務を遂行できる方
- (3) 地域協力活動に意欲があり、地域行事などへ積極的に参加し、地域住民とコミュニケーションを図る意思がある方
- (4) 任期終了後、町内での起業・定住に意欲のある方
- (5) 普通自動車運転免許を所持し、運転できる方
- (6) パソコンの一般的な操作（Word、Excel、PowerPoint）ができる方
- (7) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

6 雇用形態等

具体的な活動内容、隊員の目標や特性等に応じて、町と隊員で協議の上、任用又は委嘱します。

(1) 任用隊員

地方公務員法（昭和25年法律261号）第22条の2第1項第1号に規定するパートタイム会計年度任用職員として任用します。

(2) 委嘱隊員

鋸南町地域おこし協力隊設置要綱に基づき、町長が委嘱します。本町との雇用契約は存在しません。そのため、雇用保険には加入せず、個人事業主扱いとして活動します。

(3) 任期

任用又は委嘱の日から令和9年3月31日までとなります。ただし、業務に取り組む姿勢、成果等を勘案し、年度ごと最長3年までの期間まで更新することができます。なお、隊員としてふさわしくないと判断した場合は、期間中でも任用又は委嘱を取り消すことがあります。

7 活動時間等

(1) 任用隊員

- ①勤務日は、原則月曜日から金曜日とし、午前8時30分から午後5時00分まで（休憩1時間）の1日7時間30分とします。
- ②休日は、土日、祝日とします。
- ③活動内容により、勤務日、勤務時間帯は変動します。

(2) 委嘱隊員

- ①活動時間は、原則として1日7時間45分とします。
- ②活動日数は、原則として1月20日間とします。

(3) 主な活動拠点

応募者の提案内容によって決定します。

8 報奨費等

(1) 任用隊員

- ①時給1,230円とし、その他に期末勤勉手当（6月、12月）、費用弁償（通勤費）があります。
- ②社会保険等（雇用保険、厚生年金、健康保険）が適用されます。
- ③有給休暇は、町の規定に基づき付与されます。

④活動に使用する公用車及びパソコン等の事務機器は町が用意します。ただし、勤務場所への通勤や活動以外での移動手段（自家用車等）は、隊員が御用意ください。

(2) 委嘱隊員

①報償費は、月額291,000円以内とします。なお、支払時には、所得税が控除されま

②国民健康保険料及び国民年金保険料等は、隊員の自己負担となります。

9 活動経費等

(1) 住居、活動用車両の借上料や活動に必要な物品等の経費は、予算の範囲内で町が補助します。

(2) 任期終了後の起業等に向けた兼業は、業務に支障のない範囲で可能とします。ただし、兼業する場合は、事前に届け出てください。

(3) 委嘱期間2年目から委嘱期間終了後1年以内に町内で起業または事業承継される場合、起業または事業承継に係る経費について、予算の範囲内で町が補助します。

10 応募方法

(1) 事前相談

必須ではありませんが、委嘱後のミスマッチを防ぐため、要望に応じて事前相談を対面又はオンラインで実施します。応募予定内容と町がお互いの考えを共有し、応募前に疑問点などを解消します。

(2) 募集期間

令和8年4月8日（水）から5月8日（金）まで（消印有効）

(3) 応募書類

郵送または電子メールにより、次の書類を提出してください。

①鋸南町地域おこし協力隊応募書（様式1）

②企画提案書（任意様式）

※応募動機や実施内容、実施内容の目的、実施にあたり活用できる自身の強み、期待される効果（目標）、活動スケジュールなどを記載してください。

③住民票抄本（提出日の1か月以内に発行されたもの）

④運転免許証の写し（両面）

(4) 選考方法

①第1次選考（書類選考）

選考の結果は応募者全員に電子メール等で通知します。第1次選考を通過した方には第2次選考の実施日時を併せてお知らせします。

なお、提出いただいた書類の内容について電話等で確認することがあります。

②第2次選考（面接）

5月下旬頃に鋸南町役場にて面接を実施します。面接では、「地域おこし協力隊としてやりたいこと」をテーマにプレゼンテーションしていただきます。選考結果は電子メール等で通知します。

11 応募に関する質問

(1) 応募に関する質問

質問等があるときは、鋸南町地域おこし協力隊の応募に係る質問書（様式2）に記入の上、メール又はFAXでお送りください。

(2) 質問に対する回答

メール又はFAXで回答しますが、回答まで数日お待ちください。

12 その他

(1) 応募に際して、事前に「実際に鋸南町を見てみたい」という方がおられましたら、日程調整の上、町職員が御案内いたします。また、日程によっては対応困難な場合もありますので、御了承ください。

(2) 申し込みにあたり、本町が取得した個人情報を選考及び委嘱の目的以外には使用しません。また、提出書類の返却はできません。

(3) 提出書類の郵送料や面接に要する交通費など本応募に要する経費は、応募者の負担となります。

(4) 選考の経過及び結果に関する問い合わせには応じられません。

13 問合せ・申込み先

鋸南町役場地域振興課まちづくり推進室 担当 金木

〒299-2192 千葉県安房郡鋸南町下佐久間3458番地

TEL 0470-55-1560 FAX 0470-55-0421

E-mail machidukuri@town.kyonan.chiba.jp